

■国民健康保険事業特別会計決算反対討論

政和会を代表して、議案第67号「平成21年度小平市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論いたします。

政和会としてこの決算の認定に賛成できない理由の第1は、平成20年度に前期高齢者交付金が10億円も過大に交付されていたにもかかわらず、なんの対応もせず、一般会計繰入金を減らしてもやっつけていけるという判断の遅れが、今年度からの国保税値上げにつながったことです。過大交付分は特定財源なのだから、前年度からの繰越金の6億3000万円余りは、使わずに残っていなければなりません。このことは、代表監査委員も認めている点です。この間、税の改定を行わない判断をしているのであれば、過大交付分の精算分は、当然一般会計で賄っていた分であり、一般会計の中から何らかの措置をしなければならぬ性格のものだったということであり、そもそも値上げの理由にすべきものではありません。また、審査の中では、過大交付分の前期高齢者交付金がどのように使われたかの説明と、一般会計繰入額の減少の関係についての納得いく説明はなく、また、保険税の税率の根拠となる医療費の増大についての明確な説明もありませんでした。この医療費の増大と一般会計の繰り入れのバランスは、当然、つねに方針をもって対応しなければなりません。この間、一般会計の繰り入れの限度額を決めることをせず、医療費の増大の推移から、保険税改定の時期を判断することをこの6年間怠り、過大交付分に対する見通しが甘く、漫然と予算を消化するだけで、常に精査する意識の不足が現れた決算だったのではないのでしょうか。また、今回のことをどう教訓にするのかの問いに対しても、市民に負担をかけたことの認識が不足していると言わざるを得ない極めて不十分な答弁であり、行政の責任は問われるべきだということです。

反対理由の2点目は、特定健康診断の受診率の予算時の目標が未達成であり、努力の跡がみられないことです。予算編成時にひとつの特色として掲げていたにもかかわらず、達成できなかったことは、予算編成の甘さなのか、執行意識不足なのか、健康課との連携不足も見られるなど、どちらにしても、問題であると指摘せざるを得ません。このよ

うな保険事業については、執行体制が十分機能しなければ効果も上がらないものであり、不用額の大きさからみても、決算として適切な執行がなされたとは言えません。

反対理由の3点目は、収入率向上への努力不足です。審査の中でも隣接市の状況も勉強していない、分析していない状況が分かりました。保険税の収入率についての分析は、毎年決算委員会で指摘されていますが、当年度も、要因分析と対策への取り組みが積極的に行われたとは言いがたい決算だったということです。

その他、国民健康保険運営協議会への対応が不十分であったことや人間ドックの費用対効果が十分検証されていないことなどの指摘があったように、予算を執行する上では、当然その事業の効果というものの説明責任が求められるべきであり、また、関係者を代表する市民からなる協議会には、懇切丁寧な説明をする必要があるのは言うまでもありません。これらも認定するに至らない理由の一つとしてあげられます。

終わりに、決算の認定、不認定は直接市民生活に影響を及ぼすものではありません。また、認めないにしても、すでに執行されたものを戻すわけにもいきません。しかし、決算の内容、執行の仕方に課題があったならば、しっかりと指摘し、今年度の予算執行にしっかりと反映させる必要があります。わが会派は一般会計決算でも同じ様な理由で反対の立場をとりました。国保事業全体を見た場合、今回の決算は、事業への取り組み姿勢の甘さ、財政上の危機感が全く感じられないことに不安を覚えた決算であったことを再度指摘し、反対討論といたします。